#### この翻訳は非公式でありForests & Financeから委託を受けたものではありません。

# 王子ホールディングス株式会社 (TYO: 3861)

世界最大の紙と梱包材メーカーは、子会社である王子ラオ・プランテーション・フォレスト社 (Oji Lao Plantation Forest, 王子 LPFL)、および、合弁会社のコリンティガ・フタニ社 (PT Korintiga Hutani, コリンティガ社)による、地域コミュニティの土地への権利をめぐる紛争や森林破壊の重大なリスクに直面している(コリンティガ社)。王子 LPFL は、ラオス政府、ラオ・プランテーション・ホールディングス社との合弁プランテーション事業で、大半の株式を王子が保有している。コリンティガ社は、王子ホールディングスとコリンド社の合弁会社で、インドネシアのカリマンタン中央部に、およそ 10 万へクタールのパルプ材事業許可地域を持つ。

## 会社概要 および 持続可能性への取組み

代表取締役会長 矢嶋 進

親会社 -

時価総額(USドル) 50 億 USドル(FT.com)

年間収益(USドル) 126 億 USドル/2016 会計年度 (FT.com)

本社所在地日本

ランドバンク 植林: 国内 19 万へクタール、海外 28 万へクタール

NDPE (森林破壊ゼロ・泥炭地ゼロ・搾取ゼロ) 方針

なし

#### 第三者機関による検証

部分的/89.5%の国内の森林は、一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC)の認証を受けている(王子, 2016年)。31%の海外の人工林は、FSC認証を受けていない(王子, 2016年)。

## トレーサビリティ

高い(王子, 2015年)

## 透明性

部分的/関連会社一覧の公開はしているが、サプライチェーンの ESG リスクに関する情報は欠如している。

## 森林リスク商品

パルプ、紙

サプライチェーンとの関連

生産、加工、製造、卸売

影響下にある熱帯林地域

カンボジア、インドネシア、ラオス、ベトナム、ブラジル

### 関連子会社

王子ラオ・プランテーション・フォレスト社(王子 LPFL)

主たる取引先

**合弁事業パートナー:** コリンド社 (コリンティガ・フタニ社)、インドフード CBP スクセス・マクルム

バイヤー: 丸紅株式会社、双日株式会社、大日本印刷株式会社、国際紙パルプ商事株式会社、 株式会社集英社、株式会社千趣会、株式会社リクルート(共同通信, 2006 年、双日, 2006 年)

# 投融資機関

王子ホールディングスにおける債権と株式保有

12 億 2,300 万 US ドル

(2017年5月、森林リスク部門調整、機関投資家のみ)\*

- 年金積立金管理運用独立行政法人
- 株式会社みずほフィナンシャルグループ
- 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
- 日本生命保険相互会社
- 野村グループ
- ブラックロック
- バンガード
- 農林中央金庫
- 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
- 大和証券株式会社
- その他

王子ホールディングスに対する貸付および引受 67 億 5,700 万 US ドル

(2010-2016年、森林リスク部門調整)\*

- 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
- 株式会社みずほフィナンシャルグループ
- 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
- 野村グループ
- 農林中央金庫
- 大和証券株式会社
- シティグループ

#### その他

出典:「EXPLORE THE DATA」(forestsandfinance.org)
\*グループ会社レベルでの、森林部門調整融資。方法については概要ページ参照。

#### ESG(環境・社会・ガバナンス)方針の履行

人権

- ➤ 王子 LPFL は、ラオス中部のボリカムサイ県およびカムアン県において、地域コミュニティの「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)」への権利を侵害した。王子 LPFL と政府関係者は、慣習地の支配のために強制力を行使したことを非難された(Hunt, 2014 年)。
- ➤ 王子 LPFL プランテーション内で不発弾が見つかり、労働者に深刻な脅威を与えた (Hunt, 2014 年)。
- ➤ コリンティガ社によるカリマンタン中央部での事業は、地元の農業コミュニティとの 紛争に関わっている (PWRI, 2015年)。同社は、2016年3月、2へクタールのコミュ ニティの土地の破壊により、村長により裁判所へ訴えられた (AidEvironment, forthcoming)。

#### 気候と生物多様性

- ➤ 王子 LPFL のプランテーション用地が準備される直前、ラオス政府による大規模森林 皆伐が行われた(Hunt, 2014 年)。
- ▶ コリンティガ社は、プランテーション開発のため土地を一掃するために、野焼きを広範囲に行ってきた。2015年、72ヶ所のホットスポットが事業許可地域内で記録されており、同年7月から9月の間に、およそ5,000ヘクタールが焼かれた。2014年には、43のホットスポットが記録されている(FIRMS, 2015年)。

#### ガバナンス

- ➤ 王子 LPFL の FSC 認証は、地元コミュニティとの協議不十分により、2015 年に打ち切られた(Business & Human Rights, 2015 年)。
- ▶ コリンティガ社は、事業許可地域における火気の使用で、インドネシア政府により 2015 年 12 月から 3 ヶ月間、事業免許停止の処分を受けた(Borneo News, 2016 年)。
- ➤ コリンティガ社は 2013 年に FSC 管理木材認証を取得したが(SGS, 2014 年)、目的に合わない基準であることの懸念を理由に、後に実質的に改善されることとなった旧基準での取得であった(NEPCON, 2016 年)。FSC 管理木材は、森林が FSC 森林管理認証基準に従って管理されていることを認証するものではない。
- ▶ 王子のコリンド社との関係は(Box 1 参照)、ビジネスパートナーに対し、負の社会的

および環境への影響を防ぐことを求める、同社の「パートナーシップ調達方針」に反している (王子, 2012 年)。

- ➤ 王子は、同社の「調達方針」に不適合、あるいは、基準を満たさないサプライヤーとの 関係解消の分岐点について、明確な手順を示していない(RAN, 2016 年)。
- ➤ 王子は、地元コミュニティとの紛争解決のための正式な手続きと、サプライヤーに対す る紛争解決メカニズムの整備の要求に欠けている。

## BOX1:王子の合弁パートナー、コリンド社

コリンド社は、韓国ーインドネシア複合企業体で、パルプ材、ウッドチップ、合板、パーム油の生産、加工、取引に携わっている。同社は、パプア州と北マルク州で少なくとも8ヶ所のパーム油事業許可地域で操業し、その面積は合計 16 万へクタールにおよぶ (AidEnvironment, 2016 年)。コリンド社のパルプ材事業許可地域は、カリマンタンに合計11万500~クタール、木材事業許可地域はパプア州に31万5,000~クタール、カリマンタンに21万へクタールである (AidEnvironment, forthcoming)。

王子とコリンド社の直接的なビジネス関係は、合弁会社コリンティガ・フタニ社を通じたものである。先述のとおり、王子はコリンティガ社の事業リスクに直接的に曝されている。 2012 年の融資契約において、コリンティガ社は年間およそ 53 万絶乾トン (水分重量含め約100 万トン) のウッドチップを生産し、全量を王子グループへ輸出することになっていたからである (JBIC, 2012 年)。

コリンド社は子会社の事業を通じて、インドネシアにおける地域コミュニティの権利の侵害、森林破壊、火気の使用に関係している。

- ➤ コリンド社は、パプア州と北マルク州での2013年からの操業で、泥炭地を含む天然熱帯林3万へクタールを皆伐した(うち、パプア州の1万2,000へクタールは原生林)。 2016年6月時点で、コリンド社のパプア州事業許可地域内にある、7万5,000へクタールの天然熱帯林が、差し迫った破壊のリスクにある(AidEnvironment, 2016年)。
- ➤ コリンド社は、北マルク州とパプア州の操業地域全体で、土地と森林の一掃のために、 計画的に火気を使用している(AidEnvironment, 2016 年)。
- ➤ コリンド社は、地域コミュニティの土地への新規開発について、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」を一切取得せず、北マルク州の地域コミュニティの権利を侵害した。また、同社のプランテーション開発に抵抗する人々の恣意的な逮捕、脅迫にも関与していた (TuK, 2016 年)。
- ▶ 2016 年、ムシム・マス社とウィルマー・インターナショナル社は、コリンド社の事業

が自社の NDPE 方針に違反していたため、コリンド社からの調達を停止した。

➤ 2016 年 12 月、コリンド社はパーム油事業許可地域のための森林皆伐の一時停止を発表したが、2017 年 1 月、子会社のパプア・アグロ・レスタリ社(Papua Agro Lestari)によってこの発表は破られた。衛星写真は、パプア州における森林皆伐の準備として、およそ 1,400 ヘクタールの森林でプランテーションの「区画」伐り出しがなされていることを明らかにしている(Mighty, 2017 年)。

備考:全ての文献一覧は、報告書「投資家には責任がある」をご覧ください。

https://amazonmamoru.jp/wp-content/uploads/for\_reports/Oji-Holdings-Corporation-Case-Study-2017.pdf